

京都市告示第 206号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成22年9月2日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
勧修寺日ノ岡線	山科区西野山百々町210番地地先から	旧	メートル 45.20	メートル 6.55 ~ 7.85
	同町209番地地先まで	新	45.20	7.16 ~ 9.04
山科西野山緯8号線	山科区西野山百々町210番地地先から	旧	60.10	2.65 ~ 3.40
	同町200番地地先まで	新	60.10	3.81 ~ 7.60
山科東野緯4号線	山科区東野中井ノ上町3番地の23地先から	旧	22.40	3.50 ~ 4.60
	同町2番地の37地先まで	新	22.40	4.00 ~ 7.50

(建設局土木管理部道路明示課)